

空家バンクのイメージ（案）について

○目的

空家の有効活用による地域活性化等を図るため、豊川市空家バンク制度を創設し、市内の空家情報の集約及び公開をすることで、空家の利活用促進を目指すものです。

○協定先

公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会東三河支部（以下「宅建協会」と表記）

○市における業務

- ・空家バンクの管理、登録物件の公表
- ・登録申請物件の現地調査
- ・空家所有者からの物件登録に関すること
- ・利用希望者からの利用登録に関すること

○宅建協会における業務

- ・登録申請物件の現地調査
- ・利用希望者からの相談や見学希望への対応
- ・交渉・契約手続き

○業務の流れ

空家の所有者から、空家バンクへ登録申込みされた物件を市が確認した後、市と宅建協会にて現地調査をし、市はこれをホームページ上に掲載します。

空家の購入又は利用希望者は、市に空家バンクの利用登録申込みをした上で、希望する物件の現地見学や相談を宅建協会に申し込み、希望条件と一致すれば交渉・契約をしていただきます。（交渉・契約については宅建協会が行います。）

宅建協会からは、掲載物件について交渉・契約の事実があった場合は、市に報告をし、市はこの情報をホームページ上に掲載します。

○空家バンク登録情報の公開内容

- ・物件の所在地（地番を除く）、希望価格、写真、建物の概要などの一般的な不動産情報とします。（所有者の情報は公開しません。）
- ・掲載中の物件の交渉・契約状況

イメージ図（案）

